

立川市議会議員 あべみさ REPORTNo.12 2026年1月1日
発行責任者 阿部 美砂 (所属会派:立憲ネット緑たちかわ)



2025年12月
議会報告

立川・生活者ネットワーク
〒190-0004 立川市柏町4-6-21(新住所)
TEL: 042-535-9110
FAX: 042-535-9116



賃貸住宅に入居が敬遠されがちな方への「居住支援」

<一般質問より>

相談、入居、支援につなげるために

高齢者や障がい者、外国人など、賃貸住宅への入居が敬遠されがちな方たちが円滑に住宅を借りられるよう「居住支援」という制度があります。10月に改正住宅セーフティネット法が施行され、支援強化が図られましたが、家主側の不安軽減など取り組むべき課題も多く残っています。そこで、誰もが安心して住めるよう求める立場から質問しました。居住支援は、入居者が高齢者の場合は*¹地域包括支援センター、障がい者の場合は*²基幹相談支援センターが、家主の相談窓口になり得るのですが、十分知られていないため、相談窓口の周知を求めました。また、居住支援への市営住宅の活用、*³しごとサポートセンターとの連携強化、入居後も伴走支援を続ける仕組み

の検討などを求めました。「住まいは人権」と言われるよう、住宅は憲法が保障する「健康で文化的な最低限度の生活」の基礎。支援が実効あるものとなるよう今後も尽力していきます。



*¹地域包括支援センター: 地域の皆さんのが住み慣れた地域で、安心して自分らしい生活を送ることができるよう総合的に支援する地域の相談窓口です。

*²基幹相談支援センター: 障害のある方やその家族の生活全般に関する相談を受け付け、地域における相談支援の中核を担う施設です。

*³しごとサポートセンター: 生活での悩み、仕事のことなどでお困りの方に寄り添い、一緒に考えるとともに、状況に応じて、適切な窓口をご案内するなど、一人ひとりにあわせた相談・援助を行い、自立に向けた支援を行います。

「失語症」支援について

全国に50万人いるとされる失語症は、「話す」「聞く」「読む」「書く」の機能が低下し、「思っているように話せない」「何が書いてあるのか理解できない」「字が書けない」などの症状があり、『見えない障がい』とも言われます。支援者やご家族から、失語症への理解促進などを求める要望を頂き質問をしました。

失語症は脳梗塞やくも膜下出血などの後遺症として誰にでも起きうるもので、他人事ではありません。

失語症向け意思疎通支援者の養成



- 派遣は基本的に市区町村が担うと法律で位置付けられています。また立川市第7次障害者計画でも、その養成、利用促進について記載されていますので、外出時の意思疎通支援者による同行支援、災害時の避難所での支援の備え、リハビリとしての交流会への支援などを求めました。

■環境まちづくり委員会質問 →詳しくは[あべみさ HP](#)で家から道路などにはみ出した樹木について、市の対応を質問しました